

令和4年10月25日基準の改正内容について

1. 改正内容

グリーン・ゾーン認証基準を三段階のレベルに分け、県内の感染状況に見合った感染対策を迅速に行うことができるよう認証基準の運用を見直す。

区分	感染症対策
レベル1	グリーン・ゾーン認証基準の感染症対策のうち、次の対策を停止する。 『グループ内のパーティション設置』、『大皿料理の禁止』、『お酌の禁止』 ※クラスターへの対応が確実に取れるように、LINE コロナお知らせシステムのQRコード読み込みを要請する。 ※お客様からパーティションの申し出があった場合は貸出して設置する。
レベル2	グリーン・ゾーン認証基準の感染症対策すべてを実施
レベル3	会食人数の制限や、まん延防止等重点措置・緊急事態宣言時の対応など、より厳しい対策を必要に応じて実施

※区分（レベル）の変更等は県から随時、通知やHPで公表します。

2. 開始日時

令和4年10月25日（火） 全業種を対象として実施

※準備できた店舗から順次実施してください。

※パーティションはいつでも設置できるように、大切に保管してください。

※レベルは、病床使用率を目安に判断して決定します。

※店内用のレベル表示のちらしをHPに掲載しておりますのでご活用下さい。

※施設の判断で現在のレベルより厳しいレベルの対策を行うことを妨げるものではありません。（例：レベル1の時にレベル2の対策をしてもかまいません。ただし、レベル2の時にレベル1の対策をすることはできません。）

3 その他の改正について

【改正その1】 入店管理簿

（旧基準）陽性者が当該店舗を利用していたことが判明した場合に、保健所が行う疫学調査に協力するため、利用者に対して氏名・連絡先等（代表者のみ）を記入するように要請し、店舗側で最低1ヶ月間（可能な限り3ヶ月間）保管する。

↓

（新基準）LINE コロナお知らせシステムのQRコードを店内に表示し、利用者に対してスマートフォンで読み込むように要請する。

※QRコード発行フォーム

<https://yamanashi.qr.liny.jp/entry>



【改正その2】 ビュッフェ

(旧基準) 取り分け時はマスク、使い捨て手袋等の着用及び取り分け用のトングや箸を共有としないことを徹底する。



(新基準) 取り分け時はマスクの着用を要請し、取り分け用のトングや箸を共有としないことを徹底するか、共用する場合は、手指消毒又は使い捨て手袋等の着用を徹底する。